

基調講演

## 最近のソルベンシー規制の動向と ERM – 保険行政の現場から –

金融庁 監督局保険セクター分析担当課長補佐 植村 信保 氏

【酒井】 それでは、基調講演に移らせていただきたいと存じます。基調講演といたしまして、金融庁監督局保険セクター分析担当課長補佐であられる植村信保様より、「最近のソルベンシー規制の動向と ERM – 保険行政の現場から –」という演題でお話をいただきたいと存じます。植村様は、1990 年東京大学をご卒業後、安田火災海上保険、現損害保険ジャパンに入社され、その後、格付投資情報センターを経て 2010 年 4 月よりご現職にあられます。保険会社のモニタリング及び健全性確保を目的とした監督規制等の整備に従事されておられます。主な著書には、直近で日本経済新聞社より『経営なき破綻 平成生保危機の真実』等があります。日本アクチュアリー会の ERM 委員会のアドバイザーでもあられ、早稲田大学より博士号を取得されています。それでは、植村様、どうぞよろしく願いいたします。

### 最近のソルベンシー規制の動向と 保険会社の ERM

– 保険行政の現場から –

2011年5月23日 JARIPフォーラム

植村 信保(金融庁)

(本講演の意見に関する部分は植村個人によるものです)

【植村】 ご紹介いただきました植村です。今日はよろしく願いいたします。まず、JARIP のこのフォー

ラムが無事今回開催の運びとなったということを担当にお喜び申し上げます。

私は今、行政の一員ということなのですが、今日は保険業界の方も大勢おられると思いますけれども、この 2 カ月間、震災後いろいろわからないことが多い中で、非常に迅速なご対応をいただいているように思います。阪神大震災のときは国会からも、保険はどうなっているのだ、なぜ出ないのだと、随分と矢面に立ったというように、私は当時外にいましたが記憶しています。しかし、今回はむしろ保険業界はよくやっているという声を中心のようです。今後どのようなことになるかはわかりませんが、この 2 カ月間、皆様のご尽力の賜物で、とてもスムーズに物事が進んできているのではないかと、行政の一員として心から感謝しております。ただ、支払い関係は、表面的にはピークが見えてきたというところとは思いますが、本当の意味ではこれからということでしょうし、まだまだ対応していかなければいけないことは相当出てくると思います。加えて、今回の震災では、保険の限界というものが広く見えてしまったわけですが、これを機に、保険ではどのようなことができるのかを考えていくのが非常に大事なのではないかと考えております。

今、ご紹介していただきましたとおり、私は、行政と言いましても、実はまだようやく 2 年生というのでしょうか、去年の 4 月に金融庁に入りまして、それ以前は R&I、格付投資情報センターに 14 年間

在籍し、保険担当のアナリストをしておりました。そのときの経験を今の仕事で生かし、例えば個別の会社のモニタリング支援などもしております。ただ、一番時間を使っていることは、保険会社の健全性確保を目的とした監督規制の枠組みの整備に関することです。私は監督局と検査局の兼務でして、例えば監督局では経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けた検討、いわゆるフィールドテストですとか、検査のほうであれば、保険検査マニュアルの全面改定のなかで、統合的リスク管理体制のカテゴリーを新設したなどについて関わっています。

前回のJARIPのフォーラムで、白川保険課長から行政のスタンスやこのようなことを考えているというお話を既にさせていただいておりますので、私はこの2ヶ月間の話を中心にさせていただければと思います。ですからスライドはかなり絞らせていただいたのと、先日の白川保険課長が使ったものをそのまま持ってきている部分もありますが、ご容赦ください。

## ソルベンシー規制の短期的見直し

### ■ 現行方式での比率の信頼性向上を図る

#### 【リスク計測の厳格化及び精緻化】

- (1) 各リスク係数の信頼水準の引き上げ (90%→95%)
- (2) 各リスク係数の基礎となる統計データのリニューアル
- (3) 地震災害リスクを各社毎のリスクモデルにより算出
- (4) 価格変動等リスクの分散投資効果を、各社の資産構成割合に基づき算出
- (5) ヘッジ取引によるリスク削減効果はヘッジ効果が有効なものに限定
- (6) 証券化商品及び再証券化商品のリスク係数の厳格化、CDS取引にかかわる信用スプレッドリスクの創設、金融保証保険のリスク係数の厳格化

#### 【マージン算入の厳格化】

- (1) 保険料積立金等余剰部分のマージンの算入制限の導入
- (2) 繰越欠損金等に係る繰延税金資産の算入制限の導入（新設会社を除く）等

#### 【その他】

- SM比率の適正な算出について、保険計理人の確認事項に追加

2011.5.23 N.UEMURA

2

まず、このソルベンシー規制の短期的見直し、これ自体は新しい話ではありませんが、今まさに各社は決算発表の最中ということで、例えば、先週であれば、大手損害保険会社が決算発表のときにソルベンシーマージン比率を新基準でも出していただいていますし、上場会社の生命保険会社も既に決算発表が終わり、やはり新旧両方の数字を出していただい

ているということです。今回の見直しで一番大きいものが、各リスク係数の信頼水準の引き上げ、90%から95%のところでは、資産運用リスクのなかの価格変動等リスクが大きくなることで、比率が下がっています。これまでのところ、概ね想定どおりの結果ではないかと思えます。

例えば損保の場合ですと、分子のマージン算入の厳格化はこれまで見たところではほとんど影響がなく、分子の金額はほとんど同じだと思います。分母のリスク相当額の中では一般保険リスク、それから価格変動等リスク、大きくくりで資産運用リスクと言ったほうがいいかもしれませんが、その二つが増えています。巨大災害リスクについては、よく見ますと会社によってまちまちで、地震災害リスクは今回から風水災と同じようにリスクモデルを使う形になったのですけれども、どちらか大きいほうを取るというスキームは変わっていませんので、会社によって巨大災害リスクが大きくなったり小さくなったりしているようです。大手社だけをぱっと見ますと、今回の見直しによって、比率が200%ポイントほど下がっている感じでしょうか。

一方、すでに公表されている生命保険会社だけをざっと見ますと、損保よりも比率が下がっています。会社によるとは思いますが、マージンのほうでも(1)のところでは算入制限にかかり、マージンが減っている会社も幾つか見られますし、分母の信頼水準の引き上げのところでは、やはり資産運用リスクが大きくなっています。さらに予定利率リスクも大きくなっています。分母はその二つの影響で増え、分子も減るケースが目立ち、結果として、損保よりも比率は大きく下がっているようです。

すでにご承知のこととは思いますが、この短期見直しだけで完結ということではなく、短期見直しがあり、その後に中長期的な見直しという2段階で考えているということです。1段階めは現行スキーム

のもとで、できる限り比率の信頼性を高める取り組みです。2段階めはそのスキーム自体の見直しをすることで、より保険会社の実態を反映するような形での見直しをする方向になっております。ですので、今回は現行方式での比率の信頼性向上を図るところが一番の眼目ですので、そこをぜひご理解いただければと思います。

## 連結財務健全性基準の導入

- 保険グループ内の他の会社が借入れにより調達した資金で保険会社の増資を行う事例への対応
  - グループ内の他の会社の経営悪化に起因する問題が保険会社に危機を招きかねないことから、国際的にも議論が進んでいる
- ⇒ 平成22年5月、導入のための法律が成立
- 規制対象は全ての保険グループ
    - 中間持株会社は対象外/少短グループは当面見送り
  - 連結範囲は計算の対象範囲は、会計上の取り扱いに合わせる
    - 金融子会社は「重要性の原則」の適用を認めない
  - マージン（分子）は連結財務諸表の純資産を修正して計算
    - のれん等を控除
  - リスク（分母）は、原則として単体規制と同様の方法で計算
    - 海外保険会社等

2011.5.23 N.UEMURA

3

ちなみに、次のスライド3のところでは、これは先日、白川保険課長も申し上げておりましたが、連結財務健全性基準を導入しました。

なお、先ほどの短期見直しに基づく比率の開示は、2011年3月末決算では任意開示をお願いしておりますけれども、まだ施行前です。正式には2012年3月期の決算から短期見直しが導入され、同時に連結財務健全性基準も入ることになります。

## フィールドテストの実施

### 【趣旨・目的】

- 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入の検討に際し、保険会社の十分な実態把握と専門的・実務的な観点からの検討が必要
- そこで、各保険会社において試行的に経済価値ベースの保険負債等の計算を行い、対応状況や計算過程での問題点等を把握し、今後の検討に活用

### 【概要】

- 全保険会社を対象に、経済価値ベースの保険負債評価や資産負債一体的な金利リスク計測等を実施し、その過程での問題点等の報告をアンケート形式で求めた
- 計算方法、基礎率等の前提条件は当局から一律に指定。信頼水準は短期的見直し後の水準（基本的に95%）
- あわせて、内部モデル等についてもアンケートを実施
  - 具体的な計算方法等は非公表（実施の事実を公表）
- さらに本試行を踏まえ、主要保険会社・グループを対象に統合リスク管理（ERM）ヒアリングを実施

2011.5.23 N.UEMURA

4

それから、4ページのフィールドテストは、中期の見直しのために実施してきたものです。本当はこ

の結果について、今日は胸を張ってお話をしたかったのですが、残念ながら間に合わなくて、申しわけありませんでした。公表までもう少しお待ちください。

ただ、今回のフィールドテスト自体は、例えばソルベンシーマージン比率のようなものを計算するのが目的ではなく、あくまで各社が一定のルールに従って計算するとなったときに、果たしてどれぐらいの会社がどの程度対応していただけるのか、特に保険負債のところを中心に拝見し、次のステップにつなげていくという話です。ですから、例えば各社の数字がばんと出る、あるいは、公表された資料を見れば他社についても計算できてしまうなどというものではありません。どのようなことをしたのかについては、できるだけわかるような形で出ささせていただければと考えているところです。

大事なことは、フィールドテストの結果を公表するということは、すなわち中期的見直しも検討段階に入っているということです。課題もいろいろと見つかっています。内部モデルについてもアンケートを実施しています。今後はさらに標準的手法や内部モデルの承認要件などを検討する必要があると思っております。フィールドテストの結果を公表したら、検討はしばらくお休みということではなく、すぐに次のステップに入っていきたいと考えているところです。

公表前なので言うことが限られてしまうのですが、先日、白川保険課長からもありましたけれども、100社ほどある日本の保険会社すべてからテストの結果を出していただいで、しかも、白紙ばかりということではなくて、かなりの部分が埋まった形で出しているということは、日本のレベルは相当高いのだろうと率直に思いました。同時に、大手だけではなく全社ベースという話になりますと、個々の保険会社によって事業の違いがかなりありますの

で、大手の会社だけ見てはだめなのだと感じました。

## 保険検査マニュアルの全面改定

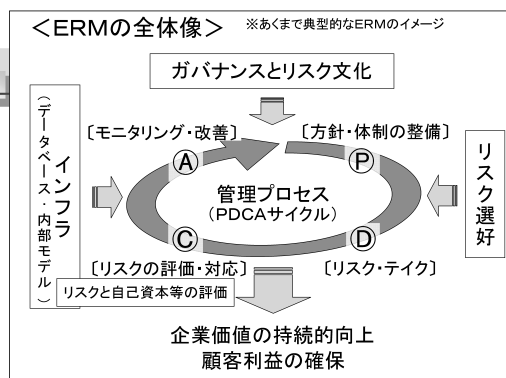
### ■ 「統合的リスク管理態勢」の定義(検査マニュアル)

- 「統合的リスク管理」とは、保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等と比較・対照し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。
- 保険会社の統合的リスク管理態勢は、収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社の戦略目標を達成するために、有効に機能することが重要である。

2011.5.23 N.UEMURA

5

次に、スライド5ページをごらんください。こちらは保険検査マニュアルを全面改定したという話です。ただ、このスライドを説明する前にまずは8ページをご覧ください。



2011.5.23 N.UEMURA

8

このイメージ図はいろいろなところで使っているもので、あくまで典型的なERMのイメージを示したものです。主なERMの構成要素を挙げています。「ガバナンスとリスク文化」「リスク選好」「リスクと自己資本等の評価」「管理プロセス」さらに「インフラ」です。例えば「管理プロセス」の中には、「リスク・テイク」といったことも入っております。ERMによって、最終的に企業価値の持続的向上、ひいては顧客利益の確保につながっていく、というように説明をしています。

それでは金融庁ではERMについて何をどのよう

に考えているかですが、スライド5に戻っていただけますでしょうか。保険検査マニュアルの全面改定のところです。この保険検査マニュアルは既に導入されていますので、これから検査に入る保険会社にはこのマニュアルを使って見ていくことになります。ただ、新しいカテゴリーである「統合的リスク管理態勢」をどう見ていくのか。定義を見ると、ご覧の通り「保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを・・・」と書いてあり、さらに続きがあって、「収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略を定めた当該保険会社の戦略目標を達成するために・・・」ということで、単にネガティブな意味でリスクをとらえるのではないということもわかりますし、「潜在的に重要なリスクを含めて」などということまで書いてあるわけです。しかし、このマニュアルだけを手掛かりに統合的リスク管理態勢の検査に臨んでしまうと、検査官が「〇〇はどのようになっていますか」「△△はできていないのですか」「××もできていないのですか」と次々に細かい指摘をしていく、あるいは摘発型と言いますか、そのような検査になってしまいがちだと思います。それはこちらの意図するところではありません。では、今何をしているかといいますと、統合的リスク管理態勢、ERMと言い換えてもいいと思いますが、ERMを見ていく、特に「促す」には具体的にどうしたらいいか、ディスカッションをしているところです。

ディスカッションの過程では、例えば、我々と同じように外部から保険会社を見る立場の方のお話などを伺うようなことも行っています。もちろん、マニュアルを作る際にもいろいろと議論を行っているのですが、実際に検査官に検証してもらわなければいけないわけですので、より具体的な議論をしているところです。

金融庁では監督局、検査局それぞれが年度方針を



毎年出しています。このなかには何か盛り込めないかと考えているところ。「特にこのようなところを見ていきます」といったものをどこまでダイレクトに出せるかはわかりませんが、ある程度優先順位がわかるようなものを盛り込めればと思っています。

## 保険検査マニュアルの全面改定

- 「統合的リスク管理態勢」の記述から
  - 「例えば、以下の項目について留意しているか。(中略)どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引受け、これを管理する中で収益を上げることが目標とするのか等を明確にしているか。」(I. 1. ②)
  - 「資産・負債の総合的な管理は、経済価値(中略)に基づいて行われていることが望ましい。」
  - 「経済価値に基づく評価手法が完全に確立されていない場合には、各社で取りうる最善の手法に基づいているか。」(いずれもII. 2. (2)③)

2011.5.23 N.UEMURA

6

6 ページは、「このマニュアル(統合的リスク管理態勢)にはこのような記述もあるのですよ」という紹介です。このJARIPのフォーラムでご紹介するのが相応しそうな部分です。

「例えば、以下の項目について留意しているか」、少し略して「どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引き受け、これを管理する中で収益を上げることが目標とするのか等を明確にしているか」という記述が、Iの「経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況」というところで入っています。これはまさにリスク選好とか、リスク・アパタイトとか呼ばれるようなものですね。

下の二つは、経済価値についての記述があるところです。「資産・負債の統合的な管理は、経済価値(中略)…」この中略の部分には経済価値の詳細が書いてあるというだけですが、「…に基づいて行われていることが望ましい」とあります。絶対とは言わないまでも、この部分では「望ましい」と言っているのです。もう一つのほうでは、「経済価値に

基づく評価手法が完全に確立されていない場合には各社で取り得る最善な手法に基づいているか」と書いてあります。

ただ、繰り返しになりますけれども、これらを引きなり今すべての保険会社に求めるというよりは、例えばこのような記述も盛り込まれている中で、それでは各社が今どのようになっているのか。もし、記述のような姿を目指す方向に進んでいるのであれば、今後どのようにしてその方向に進めていくのか。あるいは、記述のようなことを全く意識していないということであれば、なぜ意識しなくていいのか。理由があればそこを議論させていただいていく。このようなマニュアルの使い方をイメージしておりまして、「〇〇をしていないのですか」とチェックをつけ、「△△をしていないのですか」とチェックをつけ、というような単なるチェックボックスを確認するような検査にはならないようにしたいと考えています。

ちなみに、金融庁はお盆まで保険会社の検査は実施しないという噂が流れていたらしいのですが、そのような事実はありません。確かに震災でいったん中断しましたがけれども、次の事務年度まで何もしないということはちょっと考えにくいですね。

## 保険会社のERMと監督当局

【金融庁は保険会社のERMに注目】

- 保険会社向けの総合的な監督指針、各事務年度の監督方針
- 保険検査マニュアル

【当局がなぜ注目するのか】

- 本来、ERMは外部から促されて実施するものではなく、保険会社が自己管理の一環として行うべきもの
  - ERMの目的は、会社が自らの健全性を確保しつつ、企業価値を持続的、安定的に向上させること
- 企業価値の安定的な向上が契約者保護に資するという考え方
  - IAS(保険監督者国際機構)は、08年10月に「資本十分性とソルベンシー目的のためのERM基準」(同指針)を採択し、ERMの必要性と主な枠組み、監督者の役割についての国際的な保険監督基準を設けている
  - 平成19年4月の検討チーム報告書では、ソルベンシー規制に保険会社のリスク管理高度化へのインセンティブ効果も期待
  - 例えば、最低資本要件の設定のほか、保険会社が自らの経営リスクと自己資本等の評価を行い、これを当局が報告を受け、検証するという枠組みを併用するという考え方も有

2011.5.23 N.UEMURA

7

最後になりますが、7ページに、一応ここは押さえたほうがいだろうと思ひ、お話しさせていただきたいことが記載されています。

確かに金融庁は保険会社の ERM に注目しています。監督指針や今回の検査マニュアル、先ほど紹介した各事務年度の検査・監督方針などで、そのことが示されています。

ただ、やはり一番大事なことは3つ目の■です。本来、ERM は外部から促されて実施するものではなく、保険会社が自己管理の一環として行うものです。ここは基本だと思います。われわれもこの基本は踏み外すべきではないし、踏み外してはいけなだろうと思っています。そうは言っても、例えば ERM を構築しようと思っても、なかなかできない会社があったとき、その会社に対して、外部から見て「このような方向もあるのではないですか」というディスカッションをするのはどうか。

今日のテーマになっている ERM は恐らく経営そのものだと思いますので、ERM を構築し、実行しないということは、まともに経営をしていないという言い方もできるわけです。けれども、まともに経営をしていこうとする意思が余り感じられない会社が世の中にあった場合、では、その会社に対して我々がそのまま黙っていいのかということになると、「指摘」ではないにしても、ERM への取り組みを促すことはしていかなければいけないでしょう。ただ、そのときに、当局として何をどのように促せばいいのか、何を言うことが指示・命令ではなくて「促し」となっていくのか、この部分が非常に悩ましいと思っています。監督でも検査でもよく議論になるところです。本来は自己管理の一環ですし、「ERM と経営は表裏一体」というところが大事だと思っています。けれども、我々としても会社自身による ERM への取り組みに、ある意味「乗らせて」いただく、活用させていただくというところでしょうか。

この後、パネルディスカッションがありますので、おそらく具体的にいろいろ触れていくことになりま

すが、最後にまとめると、監督では経済価値ベースのソルベンシー規制を、慎重にはありますけれども、矛盾するようですが、スピード感を持ちつつ進めていく方針です。フィールドテストを公表した後も、「しばらくお休み」ではなくて、きちんと次に続けていこうと考えています。一方、検査ではマニュアルのなかに新たに「統合的リスク管理態勢」を入れ、会社による自己管理の一環として行うべき ERM を促していこうと取り組んでいきます。両者は実のところ別々の取り組みではなく、我々としては表裏一体の動きだと思っています。形だけ経済価値ベースの仕組みを入れても、恐らく経営の関与が十分でないと、ソルベンシー規制としてもうまくいかないでしょう。部局は分かれていても、可能な限り一体で取り組んでいきたいと内部でも議論しているところです。

ということで、「基調講演」などを書いてありまして、先ほど見てびっくりしたのですけれども、露払いの役割ということでしょうか、私の話はこれぐらいで終わらせていただきたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。

【酒井】 植村様、どうもありがとうございました。